

江戸時代長崎の中国人遊客

根橋 正一

はじめに

長崎はヨーロッパ世界経済，すなわちワールドシステムが日本に侵入してくる入り口であり，それとともに形成されるモダンツーリズムが最初に成立する都市であった。この点に関してはこれまで幾つかの拙稿で言及した¹⁾。これまで，ワールドシステム編入以前の近世における海外からの観光客の存在，言い換えればプレモダンツーリズムには余り関心を払わなかったが，モダンツーリズム研究にとってプレモダンのツーリズムについての理解が有用であることは争う余地がない。プレモダンツーリズムに関する諸特徴やその社会に関する研究は，モダンツーリズムの特徴や社会的背景などを際立たせ，明らかにすることに意味があるのだ。とくにヨーロッパ列強がアジア各地の植民地や租界を舞台にして持ち込んだモダンツーリズムと，遅れて植民地帝国になりあがった日本がアジアの植民地において開発した日本型のモダンツーリズムとの異同に関する比較研究の可能性を押し広げることにもなるであろう。

長崎にやって来た清客，言い換えれば来崎中国人遊客は，17世紀80年代以降大量にやって来る中国人のうち仕事目的以外で来崎した者である。鎖国政策をとっていた日本は，限られた範囲での外国との交易を認めているばかりで，来日する外国人は唯一の開港都市長崎で認められているオランダ人と中国人であったが，そのほとんどは交易および操船に携わる商人か船員たちであるのは当然であった。にもかかわらず，そんな中に具体的な業務をもたない遊客と呼ぶに相応しい人びとが混じって来日していたのである。また，船主クラスの人びともまた交易業務で滞在中とはいえ，日本ででの生活を楽しんだ者もいた。これらの人びとは今日で言えば，外国人観光客ということになる。本稿

1) 拙稿，2004年，「長崎の〈世界経済〉への編入と国際観光化—長崎・雲仙リゾートの成立—」『流通経済大学社会学部論叢』Vol.15, No.1

は、この人たちがどのような体験をしたかを理解するかに関する論考である。筆者の研究テーマは、来崎中国人遊客がモダンツーリズムあるいはモダンツーリストと比べてどのような特徴を持っているかという点である。それを明らかにするために幾つかの問題設定を行い、仮説を提起する。

第1の課題は、来崎中国人遊客がどのような日中関係の中で長崎に来ることになったのかという問いである。日清貿易について、および清の禁海令から展海令への変更がきっかけとなって多くの貿易船と中国人が来崎することになったことに注目しなければならない。この点に関しては、すでに唐権の研究がある。彼は、「遊興都市長崎へ」という論文で、中国人遊客が来崎した事情について、中国側からのいわばプッシュ要因に関して優れた分析をおこなっている²⁾。

第2の課題は、中国人遊客が長崎でどのような旅行体験をしたのかについての考察である。そのためには、受け入れ側である日本の旅事情についてみておくことが肝要である。中国人遊客が旅先日本においてどのような体験を期待したか、そして体験したかについては、日本の旅文化のなかでどんな接待が提供されるかであり、接待する側の旅文化が来客の期待するものと対応していたにちがいないからである。17世紀の中頃から後半にかけての時期に日本人はどのような旅をし、旅先でどんな経験をしていたのか、どんな楽しみを持っていたのかについての記述が第2章の課題となる。唐権はその著『海を越えた艶ごと³⁾』で、丸山の遊女を求めて清国人が来崎したと論じているが、それが事実であるとすればそれがいかなる事情によるものか説明しなければならない。すなわち当時の中国人の長崎体験が歓楽であるなら、日本側の旅や都市生活の文化がどのようなものか、日本人はどのような旅をしていたのか、旅の道中や目的にはどのような施設があり、どのような旅の体験があったのか、旅の状況についてみていくことになる。江戸時代の旅といえば、大名や武士階級の参勤交代の旅があり、修行の旅、旅芸人や漂泊の遊行者の旅する人生もあった。町人の社寺参詣巡礼といった信仰の旅、名所見物や物見遊山もあった。こうした旅を支える街道や宿場、目的地となる神社仏閣や門前町、芝居や見世物でにぎわう街もまた当時の日本の旅の様子である。日本の旅文化が中国人の長崎での楽しみにもなっていたのではないだろうか。その上で、当時の長崎がどのような都市であり、中国人にとって旅のどのような目的地としてあったのかに関して港市長崎を空間的に記述することになる。来崎した外国人が長崎の町内や日本中を自由に旅していたことはなく、管理された空間、唐人屋敷や唐寺、通事の屋敷などで長崎滞在の時間をすごした。空間的な記述により長崎の国際歓楽都市および文化交流都市としての特徴が述べられるだろう。

2) 唐権、「〈遊興都市〉長崎へ—江戸時代における中国人旅行に関する研究：1684～1830—」

3) 唐権、2005年、『日中文化交流秘史 海を越えた艶ごと』新曜社

本論文は以上のような点についての考察であるが、論文の構成としては空間論的な枠組みを基本として進めていく。ルフェーブの「空間の生産」論⁴⁾を基礎にして「第3空間論」を提起したソジャ⁵⁾が提起する空間の弁証法を基本枠組みとしていく。それによれば、第一は物理的空間、第二は思考された空間、第三は生きられる空間である。江戸時代の来崎中国人にとっての長崎という空間に関する考察である本論文では、長崎の物理的空間に記述からはじめることになる。米を単位とする封建制的貢納制の下で長崎は市中も周辺農村も年貢を納めるには不十分な自然的な条件にある一方で、国内唯一の貿易都市として巨額の運上金を上納する役割りを持っていた。こうした空間の条件を第1章で概観することになる。第2章では、思考された空間について長崎の経済活動の二つの側面すなわち、生産と流通の側面から記述する。会所貿易といわれるような長崎奉行はじめ地下人一同が取り組む貿易産業への分業、動員および運上金の上納について述べ、次に再分配システムについて述べる。貢納的経済としての貿易への町人全体の分業と再分配について双方から記述する。こうした町を挙げての貿易活動は外来の中国人たちの目には良き目的地に映ったのではないか。

第3章で論ずる生きられる空間は、居住者やユーザーにとっての空間に関する考察であるが、本論文では中国人遊客にとっての空間を考察することになる。冒険者や探検家ではない遊客、旅人のデスティネーション選択には「安心」「安全」「快適」が基準になるので、本論でもその視点から考察することになる。

なお、2章・3章で論ずる経済については、駒井洋の議論を参考にする。駒井洋は『国際社会学研究⁶⁾』において、「社会構成体を構成する要因は非対称の関係にある経済および支配、文化、エコロジーである」としたうえで、経済は生産様式と流通様式の2側面からなっていると主張している。生産様式については、資本主義的生産様式とそれに先行する諸生産様式があり、その基本的な差異は土地が基本的な契機であるか否かにもとづいている。農業生産の場合、土地は自然的生産条件であるとともに、労働の用具であるために基本的契機となっている。土地所有が生産関係を規定しているので、資本主義生産様式に先行する諸生産様式の区分は、土地の所有関係を基準におこなわれることになる。こうして、共同体的生産様式、貢納制的生産様式、資本主義的生産様式が3つの主要な生産様式である。流通様式については、ボランニー、宇野弘蔵、フランクやアミンなどの従属論者、さらにワーラーステインらに拠りつつ、「統合ないし流通・交通などとして表現される過程を生産様式と対比する意味で流通様式と呼ぶことにする」

4) Henri Lefebvre, 1972, *La Production de l'espace*, = 齊藤日出治訳, 2000年, 『空間の生産』青木書店

5) Edward W. Soja, 1996, *THIRDSPACE: Journeys to Los Angeles and Other Real-and-Imagined Places*, = 加藤政洋訳, 2005年, 『第3空間』青土社

6) 駒井洋, 1989年, 『国際社会学研究』日本評論社, 第3章

と提案している。そして、流通様式の類型については、ポランニーに依拠して、市場と非市場に分類し、非市場には互酬と再分配があるとしている。駒井によれば、ポランニーは「利潤動機によって支配され、統合は交換によってなされ、市場という社会的領域がそれを支持しているような経済の総体を市場経済と呼び、非市場経済と対照させている」。「互酬は、二つまたはそれ以上の対称的に配置された集団の存在によって支持され、再分配はそれがおこなわれる中央の確立、すなわち中心性によって指示される。」生産は価値、富の創出過程を意味し、流通は価値や富の実現の過程を意味するといえよう。

本論では江戸時代の長崎の経済について、こうした文脈からの記述を試みたい。長崎の経済を生産様式から言えば「貢納制的生産様式」ということができ、流通様式からみれば「再分配」と見ることができる。長崎を、唯一の開港都市における貿易事業と言う経済活動を中心にした都市であることに注目して、経済との関連で都市のあり方を考察する。言い換えれば、幕府主導の下で、オランダ船・中国船との交易を遂行し、外国から国内へのさまざまな側面における影響を抑止することを旨とした都市空間のあり方が、中国人商人ばかりでなく遊客を招く原因をもたらしたのではないか。

第1章 物理的空間：長崎の産業、貿易産業

江戸時代長崎の物理的空間について稲作農業を中心とする状況と貿易産業の制度的な変遷について述べていく。

1節 産業

江戸時代の支配様式は封建制であり、土地と農産物（米）を基礎とする貢納制的生産様式に基づいていた。江戸時代の税制についてみると、農民に対しては年貢、小物成などがあり、商人に対しては御用金、冥加金、運上金があった。年貢は、村高に応じて村単位で課せられ、村内で負担が割り振られた。小物成は、米以外の桑や茶などの農作物や漁業、狩猟で得た収入に対する税である。御用金は、年利3%の利息を加えて返還する幕府債で、実質的には半ば強制的に上納を命じた。冥加金は、旅籠や質屋などの各種業界の株仲間が、商売を独占する御礼の気持ちを表す政治献金の意味合いが強い。運上金は、商業や漁業、狩猟者など個人が納める税で、1割、5分、3分など一定の税率で納めた。

長崎は地理的条件からいって米作に適した条件を持つ地域ではなく、そのほとんどのエリアは貿易に係わる産業によって占められていた。

長崎代官の支配管轄は当初、長崎市中のほか隣接した長崎村、浦上村山里、浦上村淵の3カ村、合計4000石であった。後に支配領域は拡大していくが、当初の3カ村は稲作

には向かない土地であった。長崎村は、傾斜地で、農業生産率が低かったため村高に比して年貢高は低かった。山里、淵も農業生産には適さない土地であったからである⁷⁾。

長崎村は、市中に隣接する地域には寺社が多く存在していた。長崎の町の出発点として賑わった。田畑は、村の一握りの百姓が所有していたので、人びとは焼き物工房や石切り場で働き、焼き物運上や石場運上などを納めていた。浦上村山里は、住宅唐人が居住したこともあり、稲佐悟真寺がある。櫨の木を植えたり、俵物輸出のための梱包材である縄や筵を生産したりしていた。また、石炭、白灰稼ぎもあった。浦上村淵は、農業、漁業、薪商売、石工稼業で生活していた⁸⁾。村人は、市中とは異なり、箇所銀や竈銀の支給などはなく、苦しい生活を送っていた。農業や漁業のみでは生活できないので、日雇い稼ぎや唐船オランダ船入港時には、御用船の水主などをして渡世していた⁹⁾。

この3カ村には、長崎市中の都市機能を補完する施設も設置された。長崎村には、米蔵、牢屋が、浦上村淵には西泊番所、小瀬戸遠見番所、稲佐塩硝蔵、御船蔵などがあった¹⁰⁾。

周辺の村が農業による年貢高が低いぐらいであるから、市中の年貢はわずかなものであった(表1)。

もう一つ興味深い資料がある。表2は、市中と3カ村の船の艘数と運上金額、それに運上金計算の基準を示したものである。市中には272艘の船があつて、354匁5分の運上金を納めているのに対して近隣3カ村の艘数は少なく帆1枚にかかる額も少ないにもかかわらず、運上金の額は市中を上回っている。これは、帆数の多い大型の船が数多く3カ村に所属していることを表している。

表1 長崎市中・農村の村高と年貢高(安政年間)

	村高	年貢高
長崎村	2185石 3升3合	235石3斗5升5合
浦上村里山	2245石4斗7升9合	545石5斗2升5合
浦上村淵		131石2斗9升5合
長崎市中		2石1斗7升

出典：『新長崎市史』293ページより作成

表2 長崎市中および近隣3カ村の船の艘数および運上金額(明和4年)

	船艘数	運上金	
長崎市中	272艘	354匁5分	帆1枚に付き銀1匁5分
近隣3カ村	149艘	377匁6分	帆1枚に付き銀8分

出典：『新長崎市史』293ページより作成

7) 長崎市史編さん委員会編集, 2012年, 『新長崎市史 第二巻近世編』ぎょうせい, 293ページ

8) 同上書, 299~301ページ

9) 同上書, 294~295ページ

10) 同上書, 294ページ

近隣3カ村もまた、市中の主要な産業である貿易に係わる役割を分担していたといえるのではないか。すなわち、近隣3カ村には市中との往来は激しく、船の所有者たちは運上金の基準が安い3カ村所属にさせたのではないか。

貿易会社としての長崎システム

長崎は、封建制度の基礎をなす土地所有にもとづく農業生産とは対照的な交易産業をおこなう都市であった。そこでは、赤瀬浩が「株式会社長崎出島¹¹⁾」と呼ぶ、長崎の町をあげての貿易会社のような組織が特徴ある長崎の姿が見えてくる。長崎に住む全市民を組織し、貿易産業に動員し、分業させ、その成果は幕府へ上納し、かつ人びとに分配するシステムが構築されたが、そこを支配する武士は数少なく、ほとんど地役人が取り仕切っていた。このことと中国人遊客誘致とはどのような関わりがあるか、本章の課題となる。本章では、1節で貿易事業遂行の組織、分業体制について整理し、さらに2節では町の支配構造について述べる。

経済的な生産と流通について、長崎では貿易産業と再分配によって運営されていたのではないか。それは、長崎会所が中心的な役割りを果たしながら、町人たちを組織し、業務分担を行い、交易産業を遂行する一方で、それからの利潤を分配する機能を持っておこなわれていた。富の分配については、4節で見ることにし、2節では、貿易システムについて、3節では貿易産業遂行の町人組織についてみていくことにする。江戸幕府から派遣された奉行以下わずかな武士によって支配されながら、貿易業務のほとんどは町人たちの役割分担、分業によっていたが、その中心機能を果たした長崎会所の役割りに注目しながら整理していく。

2節 貿易システムの変遷

1. 朱印船貿易と奉書船

近世日本が中国から輸入する最も重要な品は白糸すなわち生糸であった。慶長6(1601)年徳川家康の支配下で朱印船貿易制度は成立した。イスパニア政庁のある呂宋ばかりでなく、安南やカンボジアなど東南アジアに向かう日本商船に家康の朱印状を携行させたのである。その後、幕府は海外での貿易によってキリシタンとの接触を懸念して、朱印状交付に消極的になり、元和7、8年ごろから交付を制限する方針を採るようになった。また、朱印船貿易に関して、台湾のオランダやイスパニアなどとの紛争が発生した。こうしたなかで、幕府は寛永8(1631)年奉書船制度を打ち出し、翌9年家光が実施した。異国に貿易船を派遣する場合、朱印状のほかに、幕府閣老の発する奉書が必要であるとしたのである。朱印状の既得者が派船するとき、その手続き的管理を長崎

11) 赤瀬浩、2005年、『〈株式会社〉長崎出島』講談社（選書メチエ）

奉行の職務と位置づけ、幕府閣老として出国させてよろしいとする内容を書面＝閣老奉書で長崎奉行へ命じたものと、『新長崎市史』は推測している¹²⁾。奉書船制度は朱印船の出国許可を幕府閣老の支配下におき、手続き的管理を長崎奉行に命ずる体制であったのではないかという。いずれにしろ、寛永期の鎖国政策の展開によってこれらの制度は意味を失っていった。

2. 糸割符制¹³⁾ (いとわっふせい)

慶長8(1603)年ごろ、長崎ではポルトガル船との貿易が行われているほか、唐船も渡来するようになり、両船を対象とする貿易が行われていた。慶長9(1604)年家康は、ポルトガル船との貿易に対して糸割符制を設定した。糸割符仲間でポルトガル船からの白糸の独占輸入権を与えられた。積荷が売れず難儀していたポルトガル船から願い出があって、家康は商人たちに命じてこれを買収させた。これに端を発して、「糸割符奉書」を下し、白糸の輸入をこれら商人たちに独占的に買収させたのが「糸割符仲間」による独占の発端であった、というのが商人たちの言い分であった。他方、次のような事情もあった¹⁴⁾。

16世紀後半、中国の鎖国により中国からの生糸(白糸)の輸入が途絶えるなか、マカオを基地とするポルトガル商人のみが中国産生糸を日本に持ち込み巨額な利益を得ていた。そこで、家康は京都・堺・長崎の豪商を説得して、ポルトガル船搭載の生糸を共同で買い取り、これを国内の需要に応じて販売する糸割符仲間への白糸・端物の専売権を与えた。購入価格を糸割符の代表(年寄・宿老)が決定して買ったとき、貿易の利益は幕府と糸割符仲間商人の手に入るようになった。

糸割符奉書にもとづいて、白糸貿易は次のような手順で行われた。ポルトガル船が長崎に着岸したときには、糸年寄が、ポルトガル船と白糸の輸入価格について折衝し、決定する。価格決定以前には国内諸商人の長崎市部への立ち入りを禁止する。その貿易による利益は3都市の糸割符仲間が受けとる。糸割符仲間は、3都市にあり三カ所糸割符と呼ばれ、仲間の商人は、長崎では4人の商人、堺では37人、京都では4人であった。3都市の糸割符仲間への白糸配分は、市場において売却された後、輸入価格と売却価格との差益＝糸割符増銀を配分の基準にして行われた。輸入白糸の全体量を1斤＝160目、50斤＝1丸という単位で換算し、売却益(増銀)から1斤あたりの利益銀高を算出して、各都市に配分された。各都市の仲間はその出資高による持ち株数に応じて分配した。¹⁵⁾

12) 前掲『新長崎市史』385-386ページ

13) 同上書、390-393ページ

14) 浅田毅衛、「鎖国政策下の日本貿易」『明大商学論叢』第82巻第1号、38ページ

15) 前掲『新長崎市史』393ページ

3. 相対貿易

中国側の明末清初の混乱等により輸入量が減少したこと、またこの期に乗じて台湾の鄭成功の配下の商船団が価格釣り上げを画策するなどがあり、価格が高騰した糸割符制による中国製生糸の価格高騰が問題になり、改革の必要性が高まった。明暦元（1655）年白糸一括輸入の機能を失った糸割符制度の廃止を命じた。糸割符仲間が購入できなかった白糸13万1600斤を銀5500貫目で幕府が買い上げ、貿易はすべて諸国商人の相対売買により行わせることにした。長崎の対外貿易は商人間の「相対貿易仕法」に変わり、売り手と買い手の商人が相対で交渉し売買価格を取り決める取引で、幕府の規制が加えられない相対自由売買商法ということが出来る¹⁶⁾。

糸割符制度の制度が崩れ長崎貿易に参加する商人が増え、輸入活動が活発化、競争が激しくなった。このため価格高騰を抑制できるという思惑ははずれ、諸品の価格は釣り上がり、銀輸出が多額化した¹⁷⁾。幕府は、輸入額の縮小化を図り、銀の国外流出の抑制を講ずる必要に迫られ、寛文12（1672）年に相対売買を廃止し、「貨物市法」を制定し、「相対売買仕方」を「貨物市法売買仕方」に改めた¹⁸⁾。

4. 貨物市法（かもつしほう）

寛文12（1672）年新貿易仕法、貨物市法がまとめられた。貨物は貿易品の意味、市法は市場における取引の方法の意味で。まず長崎貿易に参加する諸国商人については、5箇所のだこかの都市の役人の世話を受けるよう配置された。すなわち、江戸支配・京都支配・大阪支配・堺支配・長崎支配である。各支配についてそれぞれの輸入商人の買い付け額の上限を決めた。表3はその貿易商人数と買い付け上限額を示したものである。

この表によれば、長崎は商人の数でも扱うことのできる額でも最も大きな権限をもつことになった。この頃の長崎に世帯数は、約1万1千竈（持ち家約3700竈、借家約7400

表3 各支配の貿易商人数と買い付け上限額（寛文12（1672）年）

	貿易商人数	買い付け上限高 ¹⁹⁾
江戸支配	58人	銀 546貫目
京都支配	139人	銀 1269貫624匁余
大阪支配	117人	銀 866貫189匁
堺支配	285人	銀 2916貫176匁
長崎支配	5412人	銀10144貫401匁

出典：『新市史』414ページより作表

16) 浅田毅衛，前掲論文，39-40ページ

17) 同上書，410ページ

18) 浅田，前掲論文，42ページ

19) 貫目=貫，1貫=1000匁=3.7Kg，1匁=1.75g

竈)ほどであるから、貨物市法商人は家持の世帯数より多く、借家の貨物市法商人が2700竈ほどいたことになる。長崎の人びとはこぞって貿易商人として活躍し、利益を享受し、市民生活が奢侈化しているという風評がたつほどだった。

輸入価格の高騰の抑制、貿易額増大の抑制、金・銀の国外流出の抑制、輸入品市場価格高騰の抑制などの諸側面に関して、貨物市法は効果的であったが、幕府はこれを廃止した。長崎町民の奢侈化、長崎奉行・長崎町年寄らの利益の不当な享受などが理由であったのではないかと『新長崎市史』は考察している²⁰⁾。

5. 糸割符の再興と御定高仕法の創始

貞享元(1685)年幕府は、長崎奉行へ貨物市法を廃止し、糸割符を再興する旨発令した²¹⁾。さらに、貞享2(1686)年、幕府は御定高仕法の導入を命じた。すなわち、唐船との貿易高について年間銀高6000貫目を超過してはならず、オランダ商館とは金高5万両(小判1両=銀60目替えて銀高3000貫目、小判1両=銀68目替えて銀高3400貫目)を超過してはならない、とする規定を設けたのである。その目的は、貿易額の膨張を抑制し、輸入対価としての金・銀の国外流出を減少させることであった²²⁾。しかし、御定高制度の実施にともなって、抜け荷の多発と、市場においては輸入量が減少し輸入品の価格高騰が起こった。幕府は価格高騰を抑えようとしたが、元禄の貨幣経済のピークを迎えていた市場は、輸入増加を望む声が高かった²³⁾。

その頃、大阪の銅屋泉屋(住友)は四国の別子銅山を掘り当て元禄4(1691)年産銅を開始し、元禄8年には年産100万斤の生産を達成した。これにより、銅代物替えが行われた。その利益の一部は長崎地下に与えられた。御定高貿易の終了後に、銀高1000貫目分の銅だけを対価とする輸入を運上金1500両の上納を条件とし許可された²⁴⁾。

さらに幕府が、元禄10年代物替え貿易を提案したので、長崎は早速、俵物諸色替えを申請した。俵物(鱧鱈・干し鮑・煎海鼠)と諸色(いろいろな物。昆布・スルメ・鶏冠草・天草・鰹節等の海産物や小間物、道具類)を対価とする貿易である。長崎は、銀高2000貫目の許可を得た。条件は金2万両の運上金である。これは翌元禄11年から実施された²⁵⁾。

以上のような元禄10年の幕府による長崎貿易改革の骨子を整理すると次の6点に要約される²⁶⁾。

20) 前掲『新長崎市史』421-422ページ

21) 同上書、423ページ

22) 同上書、426ページ

23) 同上書、432ページ

24) 同上書、432-433ページ

25) 同上書、436ページ

- ①生糸を除く一般貨物の輸入は、相対売買を止めて、目利きに輸入価格をつけさせ、この価格で交渉し、一括購入する。国内輸入商人には入札法により売却する。
- ②貿易によって発生する利益銀は、長崎奉行の監督下で長崎町年寄が受払い、保管に当たり、これより長崎の諸役人へ役料を支払い、また地下民に「公儀御救」として与え、その残額を江戸へ報告する。
- ③銀高5000貫目の銅代物替えを制度化し、他にも代物替えを許可する。
- ④糸割符を改革し、割賦筋目の者と御納戸呉服師に割賦を取らせ、其の他への割符を廃止する。
- ⑤御用達の職人等へ、必要とする輸入品を原価で買い取らせる。
- ⑥運上金の上納の条件に長崎廻銅の請負を願うものがあるので、これを許可する。

幕府とその関係者および長崎（内町・外町）に有利な改革であった。これまで貿易利益の追求についてはもっぱら商人任せであった幕府が、積極的に幕府の財源として長崎貿易の改革に着手した点が注目される。

利益銀は長崎奉行の監督下で、長崎町年寄にその受払いと保管を行わせ、この貿易にかかわる長崎地下の諸役人の役料を払い、また地下人に助成を行うことにした。この助成は「公儀御救」という名目で行われるが、これは貿易によって発生する利益銀を幕府の所有とすることを意味していた。すなわち、利益銀は幕府の所有するところであり、それより貿易の運営に当たる役人の給料を支払い、地下人への助成銀を与え、そしてその残額を長崎奉行の監督下で保管して江戸へ報告させる²⁷⁾。

6. 長崎会所の成立

元禄11（1697）年以降の長崎貿易は「会所貿易」といわれ、長崎会所を中心として行われた²⁸⁾。長崎会所というのは、長崎地下および唐船・オランダ商館との貿易にかかわる一切の金銭上の勘定と貿易に関する諸業務を行う機関で、元禄10（1697）年の貿易改革により、長崎本興善町に設けられ、翌11年から活動を開始し、幕末まで存続した。貿易業務だけの機関ではない。例えば、元禄11年に長崎に大火があったが、このときに復興資金として銀129貫78匁を幕府から拝借している。この返済は長崎会所で処理されている。要するに、長崎にかかわる一切の公的勘定が長崎会所で取り扱われるわけで、1年の長崎（内長・外町）に関する決算が、長崎会所を通して幕府に報告された²⁹⁾。

慶長9（1604）年糸割符仕法が始められたが、糸割符の業務を行う役所として糸割符会所が設けられた。五カ所糸割符仲間が形成されると五カ所糸割符会所となり、貨物仕

26) 同上書、438-439ページ

27) 同上書、440ページ

28) 浅田、前掲論文、44ページ

29) 前掲『新長崎市史』、438ページ

法の時期には貨物仕法会所とされた。貞享2（1685）年の糸割符復興に際して、ふたたび五カ所糸割符会所として機能するようになったが、元禄10年の貿易改革によって長崎会所に取り立てられた。設置された頃の長崎会所は、蔵4軒、長屋1軒、および勘定場、出島方勘定場、筆者部屋、小使部屋など総坪数409坪であった。人的構成は、会所出島方受払い、会所受払い、会所受払い年番、会所小間物道具受払い、会所俵物受払い、会所下役などが置かれた³⁰⁾。長崎会所設立に当たっての、会所の役割は11項目にわたって規定されていた³¹⁾。

- ① 異国船の渡来にともない、奉行所から荷役・出船・蔵元用事の度毎に検使を差し出す。
- ② 御用物・寄進物を奉行所で吟味してのち、唐人蔵へ目利きを遣わし反物の見本を取り、一般に荷物をすべて見届けさせる。春船20艘の割付のとき、1艘分の荷物の値段を定めて帳面に仕立て、奉行所へ報告させる。
直組のときに高偽作太夫、高木彦衛門、町年寄、常行司が吟味して値段を決め、この値段を唐人へ示して売却に納得したものだけを割付の銀高だけ輸入する。春船20艘に対してこの方法を試してみても、夏船については方法を変更しても良い。
- ③ 異国人からお定高割付分の荷物を買い取ってから、いろいろな品物の上方相場を考慮して諸国輸入商人へ入札で売り渡す事。輸入品の買占めをおこなわせてはならない。
- ④ 発生した利益銀を会所に取り集め、1艘ごとに勘定し、その帳面を年番町年寄が改め、全額を高木彦衛門へ渡すものとする。
- ⑤ 生糸については、輸入価格を取り決め、御納戸御用、呉服師へ定数を配分し、その残りを五カ所糸割符仲間へ決まりどおりに配分する。
- ⑥ 御定高のうちで、金高600両分は砂糖御菓子屋の主水・織江へ来年度だけ輸入化価格で買わせる。
- ⑦ 錫・鉛は神田屋に買わせる
- ⑧ 唐船の持ち渡り書物はその3分の1を唐本屋善五郎に買わせる。
- ⑨ 銀高5000貫目の銅代物替えは、御定高取引終了後、銅を対価として輸入品を諸国商人に売り渡し、その増銀を帳面に仕立て、1艘ずつの利益銀を高木彦衛門が取り立てること。
- ⑩ 糸宿老は糸割符の職務を従前どおり務めるものとするが会所にも勤務する。また、唐人蔵や出島での荷見せの際に、目利きが出向くとき三カー支配の古年行司4人が、一蔵へ2人ずつ目利きに付き添って努めること。古年行司が手支えのときは花銀役の者を加えること。
- ⑪ 唐船の積み戻りにかかわる雑用売り、破船の濡荷物などの雑用売りのとき受払いは従

30) 同上書、438ページ

31) 同上書、440-441ページ

前のおり、三カー支配の古年行司・同定役が勤める。積荷のない唐船で破船したものは従前どおり唐通事が支配する。

以上の貿易に関するさまざまな役割りから長崎町内に関する役割りまでが規定されている。貿易が全般的に滞りなく進むように取り図る役割りが長崎会所に与えられたのである。こうした役割りを果たすために、会所にはどのような役人が置かれたかについて整理しておこう。

会所に置かれた役人は、糸宿老（2人）、請払役（5人）、三カー支配古年行司（4人）、同定役（3人）、花銀役（5人）のほか、江戸・京都・大阪・堺から輸入貨物の品質を評価し、輸入価格をつける目利き各2人ずつ合計8人、長崎から目利きとして端物目利き（4人）、糸目利き（2人）、薬種・荒物目利き（6人）、書物目利き（3人）、鮫目利き（6人）、茶碗薬目利き（2人）、漆目利き（2人）、油目利き（2人）、唐皮目利き（2人）、鹿皮呂宋皮目利き（16人）、牛皮目利き（2人）の合計55人の目利きがである。さらに代物替会所役人として、古年行司（4人）、代物替定役（3人）、唐物道具目利き（2人）、絵師（1人）の合役10人が置かれた。そして、これらの役人の下で、成立期の長崎会所の運営が行われた。長崎貿易全体の運営については、地下の役人が多数それぞれの役割りを分担していた。全部で、1000人を超える役人が置かれていた³²⁾。

こうして成立した会所貿易は、長崎会所に中心的な機能を持たせ、全町人を動員し、分業体制を形成して貿易を円滑に遂行するとともにそれからの利益銀を地下民たちに再分配する、いわば「中央政府」の役割りを持っていた。このことについては次の章で見ていく。

第2章 思考された空間：分業と再分配

本章では、長崎の貿易産業について、地下人たちの動員と利益銀の再分配についてみていく。

1節 長崎会所貿易：貿易のための分業と組織化

長崎会所貿易がスムーズに行われるために、長崎の武士も町人もすべてが貿易のための役割りが振り当てられ、組織化されていた。

長崎の行政機構の頂点に位置する長崎奉行の職務は、交易を主とするものであり、市政にかかわる職務は町年寄に任せられた。奉行は町の行政官・司法官であるとともに、外的の侵入およびキリスト教に対する警備司令官であり、また貿易を管轄する商務官で

32) 同上書、441ページ

33) 赤瀬浩、前掲書、114-115ページ

もあった³³⁾、といわれるように、長崎のすべての権限が集中する職であった。

支配層に当たる武士階級は数十名にも満たなかった。奉行の下に、市政や治安に関する下役として長崎奉行所与力10騎と同心15人がいた。時代によって、このほか長崎奉行支配組頭、長崎奉行支配下役、長崎奉行支配調役、長崎奉行支配定役などがおかれた。ここまでが長崎奉行支配の武士身分といえる者たちで、総員わずか30名足らずだった³⁴⁾。

赤瀬浩による元禄15年の職制表³⁵⁾によれば、長崎奉行の下に位置する地役人の組織は、大きく5部門に分かれている。すなわち、長崎会所・蘭方・唐方・町方・番方である。蘭方には出島乙名以下日行司などの系列と大通詞以下の通詞の系列がある。唐方は屋敷乙名系列、唐通事系列が置かれている。町方は町乙名以下、組頭、筆者などの職が置かれている。番方には御船頭、遠見番触頭、波止場役、唐人番の4系列がある。

町方の乙名は、町役人として市政・貿易事業を専業としていた。一般住民の居住する77カ町の惣町乙名が各町1名ずつ、丸山・寄合両町にも1名ずつ、唐人屋敷乙名4名、出島乙名2名、計85名が置かれた。惣町組頭、丸山町・寄合町組頭は、それぞれの乙名の補佐役としておかれた。それぞれの組頭の下に、日行司が1人ずつ置かれ、乙名や組頭を補佐した。これらの他に下役人が置かれた。³⁶⁾

各町には日雇い稼業の借家人たちがいた。都市長崎の正式の構成員は各町に土地と家屋を持っている者たちであるが、家持は約2、3割であった。借家人たちは、貿易にかかわる日雇い稼業で生計を立て貿易都市長崎に貢献していた。家持と借家人とは大きな対立もなく、貿易にかかわる仕事を共有するコミュニティーを両者で形成していた。借家人や遊女であっても長崎という会社組織の構成員に位置づけられていたのである³⁷⁾。

2節 長崎経済の再分配：長崎および地下人への利益分配

江戸時代の長崎は、全国の他の地域諸藩とは異なる流通様式にもとづいていた。再分配をおこなう中心機能を果たしたのも長崎会所であった。江戸時代の長崎には、農民や町人に対するさまざまな分配制度が組み込まれていた。貿易事業で獲得した富を町人たちに再分配したのであり、その中心機能を果たしたので長崎会所であった。長崎会所は貿易事業への町人の分業をつかさどるとともに、再分配でも中央政府の役割りを果たしたのである。長崎では、町人に対して「箇所銀」「竈銀」などと呼ばれる銀で支払われる分配のほか、荷役人夫たちへの「こぼれ物」や丸山・寄合両町のから唐人行、オランダ行の遊女たちへの「貰物」と呼ばれる贈り物などが認められていた。

34) 同上書、118-120ページ

35) 同上書、126-127ページ

36) 前掲『新長崎市史』、第3章第4節

37) 赤瀬浩、前掲書、144ページ

ここではまず、長崎会所が扱う幕府からの「公儀御救」と呼ばれる地下配当金について整理し、次に町人たちに配分された箇所銀などについて見ていくことにする。

1. 長崎の運上金と地下配分金

長崎会所の利益銀の処理についての幕府から長崎奉行への命令の7項目の原則は次のようになっていた³⁸⁾。

- ①御定高（唐船銀高6000貫目、オランダ商館金高5万両）による利益銀より、金高6万両（銀高3,600貫目）を長崎地下配分金に当てる。
- ②銅代物替銀高5000貫目の貿易の利益銀から金高1万両（銀高600貫目）を長崎地下配分金に当てる。
- ③唐人・オランダ置銀、同遣拾銀、出島間金、牛皮利銀の半分、地下糸割符増銀、唐人家賃銀など、合計4万両余（銀高2400貫目）を地下落銀に加え、①②の地下配分金と合わせて合計11万両余（銀高6600貫目）を長崎に与える。
- ④ほかに長崎に保管されている金子のうち5-6000両（銀3000-3,600貫目）を幕府の御用として長崎に保管する。
- ⑤長崎の諸利益銀より①-④を差し引いた残額をすべて長崎運上金として大阪城に納める。
- ⑥長崎貿易の運営円滑化を企図して、棹銅の調達資金（銅買銀）として、銀高1500貫目を貿易取引終了後に、御定高貿易の利益銀より長崎に保管しておく。
幕府は長崎地下に貿易からの利益銀からの再分配を与えたのである。

2. 箇所銀・竈銀

箇所銀というのは、長崎の市街地区に居住権を持つ者のうち、自分の家を持っている者に与えられるお金で、竈銀というのは、自分の家を持っていない借家人・長屋に住んでいる家族すなわち竈を単位として与えられるお金のことである。長崎会所の利益銀の中から合計金高7万両が与えられることになったのであり、「長崎地下配分金7万両の制度」といわれた。所定の金額が定められていて、長崎町人に配られたのである。³⁹⁾

箇所銀の箇所とは、「間口4間入拾五間」の約60坪を1箇所といい、1箇所当たり何匁と厳密に計算され、この単位ごとに7月と12月の2回に割渡される。「割渡」とは、銀貨は秤量貨幣なので貨幣を削って分配したのである。箇所銀は一ヵ年130目（約30万円）くらいであった。箇所銀が箇所という敷地に対する配分であったのに対し、竈銀は住宅を基準として借家人あるいは家屋のみの所有者に対する配分であった。1戸につき、

38) 前掲『新長崎市史』、443ページ

39) 同上書、443ページ

銀30匁（約9万円）くらいとされた。箇所銀・竈銀といった助成金は、上は町年寄から下は借家人の独居老人にまで分け隔てなく配分されていた⁴⁰⁾。

赤瀬浩は、箇所銀・竈銀の制度に関する幕府の目的を次のように考察している。

このような仕組みは、長崎町人たちの生活の安定を図り、貿易利益配分の不公平感を是正するためにとられた特例の政策である。幕府のねらいは、住民たちの最低限の生活を保障することで、彼らのもっている貿易業務のシステムと労働力を確保しつつ、幕府に従順な市民を育てることであった。つまり幕府が必要とする、会社のように組織化されたシステムには、町年寄や乙名、通詞などの専門的な職だけでなく、労働力を提供する借家人の日雇いまでも含まれていたわけである⁴¹⁾。

利益の再分配であり、長崎から高額な運上金を納めさせる「貢納」に対する「再分配」の役割を持っていると見ることができる。長崎における「こぼれ物」や「貫物」もまた、地下人たちに対する「再分配」の仕方と考えることができる。

3. こぼれ物

こぼれ物については、赤瀬浩『〈株式会社〉長崎出島』⁴²⁾に述べられている。

借家人の多数を占めていたのは、貿易にともなう荷役に従事する日雇いたちであった。日雇いたちは、唐船やオランダ船が入港し、貿易が順調ならばそれなりの働き口があったが、貿易が衰退すると安定した職の確保が難しくなった。日雇いたちの賃金として日当1匁程度と弁当代が支給されたが、彼らの収入を補う助成として奉行所は、こぼれ物を黙認してきた。自然にこぼれる物と故意にこぼす物の区別は厳重に監視しなければならぬので、商品の目減りに頭を悩ますオランダ人は、自分たちでその監視をおこなっていた。しかし、監視していても、日雇いたちは、俵に大穴をあけてこぼしたり、箱の板をずらしたりして次々にこぼれ物を作り出していく。なかには、荷物に手を入れて取り出すものもあり、エスカレートするばかりであった⁴³⁾、という。日雇いの中には、こぼれ物と称する窃盗行為が日常化していた。オランダ人は、「少なくともオランダ商館で働く民衆は、棧橋からまたは棧橋への商品の荷揚げまたは荷下ろしの際に、とくに砂糖や銅をオランダ人からくすねることを罪とは思っていない⁴⁴⁾」と書き残している。日雇いは町内の町乙名が吟味し、町役人（日行事）が引率して作業に行っているにもかか

40) 赤瀬浩、2005年、『〈株式会社〉長崎出島』講談社（選書メチエ）、145-147ページ

41) 同上書、147ページ

42) 赤瀬浩、前掲書、第三章

43) 同上書、152-153ページ

44) 同上書、151ページ

ならず、窃盗行為が続出して、オランダ側から抗議を受けた長崎奉行は対応に苦慮したと言う。

本来こぼれ物は、荷物からこぼれ落ちた砂糖や薬種などのいわば副産物で、日雇いの助成と言う意味づけが見られた。経済的には、下層日雇いに対する再分配の意味があったと言えよう。

4. もらい物・貰物

中国人やオランダ人が遊女に贈った揚げ代以外のものは「貰い物」と呼ばれ、遊女や関係者の収入になった。「貰い物」と呼ばれる、遊女屋その関係者に認められていたおくり物収入について、古賀十二郎の『丸山遊女と唐紅毛人』⁴⁵⁾によって見ていこう。

当初、遊女並びに遊女屋仲間に於いて、高価に値する贈与を大貰と称し、高価に値せざる贈与を小貰と称していたが後に、貰砂糖、貰銀、貰銭、小貰などと区別するようになった。そして大貰と言う言葉は廃れていった。

砂糖貰と言うのは、唐紅毛人より遊女へ贈る白砂糖のことで、高価に値するものであった。贈られた砂糖は、長崎会所で入札払いにしたうえで、代銀を遊女に渡すのであった。唐人は遊女のほかに、遊女屋、遣手などにも砂糖を贈っていたが、天保13(1842)年遊女以外への砂糖贈与をやめるよう奉行所より申し渡しがあった⁴⁶⁾。

これらの砂糖は、長崎会所に於いて、これを入札払いにした上、その代銀を貰主たる遊女、遊女屋、遣手などへ直渡しすることになった。随って、遊女、遊女屋、遣手などは、親しく長崎会所に至りて、直々代銀を請取る可きものであった。若し、本人が、病氣、其の他差支えのため、長崎会所へ出頭する事を得ざるやうな場合には、追って日を改めて、長崎会所より本人に之を渡すことになった。

遊女たちが長崎会所より請取りたる代銀は、さらに遊女町乙名の役屋敷へ之を引請け、(一) 稲荷社勸化、(二) 町札、(三) 仲宿札、日雇賃、弁当代などを差引きたる上、残高を遊女たちへ渡し、帳面に受取印形を取る事になった。⁴⁷⁾

貰銀と言うのは、唐紅毛人より遊女へ贈与する銀をいう⁴⁸⁾。唐人の場合銀札もしくは正銀にて贈与されるが、銀札の場合は、長崎会所においてそれを受取って、正銀に替えて遊女へ下付することになっていた。紅毛人も、遊女や遊女小使いなどへ正銀を贈与することがあった。

45) 古賀十二郎、1968年・1995年、『丸山遊女と唐紅毛人 前編』長崎文献社、第三章2節

46) 同上書、519ページ

47) 同上書、540～541ページ

48) 同上書、520～251ページ

貰銭と言うのは、主として下役唐人から遊女へ贈与する正銭をいふ⁴⁹⁾。天明6(1786)年長崎奉行所は、下役唐人から遊女へ1人1度に銭5貫文までを限度として許可した。上役唐人は砂糖贈与をなしていたが、下役はその余裕がなかったので銭を贈ったのである。遊女町役人は、唐人屋敷の役人の監督の下、正銭を受取って、これを唐人屋敷から持ち出し、遊女屋を経て遊女に渡すのであった。

小貰と言うのは、唐紅毛人より遊女へ贈る反物、きれ類、小間物、其の他の物品の贈与を言う。概ね衣食住に必要な品物であった⁵⁰⁾。遊女たちは小貰の品物を、自己の使用のために貰い受けるのを原則としていたが、その品数が多い場合にはその一部を売却することができた。しかし、利益を得るために売却するとすると、外国人との貿易に悪影響が出るので、小貰に対する管理取り締まりは厳しいものであった。貰砂糖・貰銀・貰銭については、遊女町の役人、唐人屋敷もしくはオランダ館の役人、長崎会所役人などが処理するので、問題は起こらないが、小貰については遊女や禿などが手続きの煩わしさのため往々無断で、ひそかに屋敷外に持ち出そうとした。罰則を伴った取り締まりにもかかわらず、小貰品に関する不正はなくならなかった。

こうした貰物は遊女や遊女屋にとって認められた収入であり、経済的な再分配の一種と言うことができよう。さらに、貰物のなかから町内の費用や人即雇用の費用、その際の弁当代などにも充てられ、町人、人夫たちにも間接的に分配されたのである。

こうした地下人に対する箇所銀・竈銀・こぼれ物・貰物収入は、いずれも長崎会所を通して公式に認められ、入手することのできるものであり、それゆえお上からの救済金であり、「再分配」であるということが出来る。幕府主導の貢納的な貿易産業に関する分業と貢献に対する再分配のシステムであった。

3節 来崎中国人への対応

貿易および長崎滞在中の生活において、中国人たちに長崎の人びとはどのように接することになったかについてみておきたい。奉行および町年寄以下の町人たちの来崎中国人にたいして貿易業務や生活における接し方は、彼らの長崎への安心感や安全感に関わりがあると考えられるからである。ここでは、唐館図絵巻を見ながら、それに施された解説を参考に見ていくことにする⁵¹⁾。石崎融思によって描かれた「唐館図絵巻」は、享和元(1801)年の作で、長崎の港に入港してきた唐船と、中国人の実態が史実にもとづいて忠実に描かれている⁵²⁾。この絵巻に描かれた情景についての原田博二の解説にした

49) 同上書, 519~520ページ

50) 同上書, 520ページ

51) 原田博二解説, 2005年, 『石崎融思筆 唐館図蘭館図絵巻』長崎文献社

52) 同上書, 27-38ページ

がって中国人と日本人の役人や日雇いたちとのかかわりを見ていこう。

唐船繫場

長崎港に入港した唐船は、唐船繫場に係留された。唐船の一艘は事故で帆柱を損傷したのであろうか、宿町の役人らが中国人と共に船内を見回っている。取り外された本帆柱は、陸揚げされて修理中である。修理が済んだ碇が運ばれる様子や古くなった帆柱が焼却される様子もある。唐船の修理中に関係の役人や中国人が詰め所にした「船修理之節所役人詰所」もある。

唐船は、長崎港に入港する場合、合図の石火矢を放って入港したが、あらかじめ遠見番の注進によって番船と曳船が出動、新地沖まで曳航した。新地の沖に停泊すると、ただちに検使や唐通事、町使、船番などが「御検視通船」や「役人通船」に乗りこみ、銅鑼や太鼓を打ち鳴らして無事の到着を祝っている唐船に赴いた。まず、唐通事によって出帆地や信牌（貿易許可証）の有無、人別改めが行われ、それがすむと詳細な出帆地や寄港地の風説（国際情報）を聴取、積荷目録とともに長崎奉行に提出された、これには訳文3通が添付された。

入港後、数日の間に当番の宿町は、奉行の許可を得て当座の水や野菜などの食料を積み込んだ。

荷役の当日は作業が行われている一方、船上では、御検使、町役人や乙名、通事、船番などが座って、報告を聞いている。唐通事が、キリスト教信仰や抜け荷の禁止、滞在中守るべき法令などを中国人たちに読み聞かせると、検使は丸荷役（大まかな検査）を命じ、船上での踏み絵に異常がなければ中国人たちの下船を開始した。唐船の舳と艫には町役人が陣取り抜け荷などの監視に当たった。荷物は荷漕船に乗せられ新地に向かった。この荷漕船には荷守町役人や番唐人と呼ばれた中国人が乗船し、荷物の監視に当たった。幹部船員や客商たちは役人船を利用して新地に向かった。

新地

新地は元禄15（1702）年に築造された中国船の貨物を入れる蔵である。東西70間、南北50間、総坪数3500坪で、12棟60戸の土蔵が建てられていた。構内は土塼で囲まれ、西番所、北門、正門、東番所、南番所がおかれていた。南側には水門が4つあり、一番水門、二番水門、三番水門、四番水門（新地荷物蔵水門）と呼ばれた。水門にはいずれも検使場や荒道具改場、手廻御改場があった。荷物のうち、砂糖、蘇木などの貿易品は荷物蔵に直行、収納されているが、手廻り品は手廻り品改場で検査される。改場には、御検使のほか御役所附、町乙名、小通事、通事などが立ちあった。検査に合格した品には、町役人が「改」の字を書き入れた。出番日行司の前には、籠に入れられた鶏や手足を縛られた豚が横たわっている。つぼの中を杖でつついているのは、「さぐり」と呼ばれる役人である。荷物蔵での検査は、検使の前で荷物が開梱され、その結果を宿町筆者が記帳している。収納が完了した倉庫の扉は嚴重に閉鎖され、検使によって封印される。

四番水門の左には「唐人弁当所」がある。南東側の広場場に面した部分には、「御足輕」「南番所」「荒道具蔵」「立会乙名仲宿」「宿老仲宿」があり、長崎会所、唐通事、唐人屋敷乙名などの仲宿や土神堂などがあった。また、正門の左には各目利きの仲宿、右には町年寄の仲宿が並んでいた。

唐人屋敷へ

新地の南番所は、唐人屋敷通南門（表門）と相對していた。南番所と南門の間には、「出番日行司」や「唐人番」「船番、町使」が警備に当たった。新地を出る中国人には「探番改鉢」すなわち探番によるボディチェックが行われた。南門の左側には「立会乙名仲宿」があり、出役町年寄とその一行が描かれている。南門を出ると新地橋という木橋があり、さらに行くくと広馬場があり、矢来門がある。日雇いたちとともに「宿町役人」が唐人屋敷に向かっている。町宿は寛永18（1641）年に制度化されたもので、中国人たちの貿易から日常生活まですべての世話を街ぐるみで行う。

丸荷物の数日後精荷物が行われるが、これは宿町の道路を遮断して、そこで開梱、検使や会所役人、中国人立会いの上、各目利きによって各品物ごとに数量を精査記録した荷役帳を作成した。この大帳にもとづいて、御用物、白糸、諸貨物の順に入札による取引が行われた。売れ残り品の多くは奉行所の許可を得て唐寺に寄進された。

矢来門のそばには矢来番所、唐人屋敷蔵があり、さらに船籠町門がある。また、矢来門の右は「唐人屋敷波止場」で、波止場役所があった。彩舟流しなども行われた。日雇い2人が壺を落としたため、唐人番が一人を捕らえようとしている場面も描かれている。荷物は日雇頭の監督のもと日雇いが運搬したが、運搬中に袋などが破れて地面にこぼれたものは日雇いたちの役得とされた。

唐人屋敷の入口表門

表門は長さ約30間、幅約3間の建物で、門の右には御礼門があり、門の両側に大門番所と新門番所がある。唐人番や船番などが厳重に監視した。表門の右には12間半の長屋があり、中国人の荷物改所であった。表門と二ノ門の間は、広さ600坪の広場で、右に検使部屋、通事部屋、乙名部屋、札場、土蔵などがあり、左側に二ノ門番所、探り番所、牢屋などがあった。

二ノ門広場には、魚や野菜などの日用品や漆器や伊万里焼などの輸出品の見本を並べた市店も臨時に設けられた。市店は1間半×2間の広さで、76店あり、唐人乙名が発行する門鑑を持つ商人に限られていた。これら売り込み商人は、俵物商、銅器物・蒔絵道具・小間物商、伊万里焼商、薪商、染物・呉服商、野菜商、煎海鼠・錫・鱧鱗・鯉節商、肴商、酒・酢・醤油・塩商、紙・煙草・素麵・麦粉・粕漬類商、唐小刀・鋏・包丁商、床屏風貸商、薬種商、炭・古綱商などであった。この商店から中国人が購入した代銀は、宿町が立て替えるもので、貿易終了後売上金の中から差し引かれた。

二ノ門内

二ノ門のなかは、6874坪、2階建ての瓦葺長屋が20棟、2000人から3000人が収容可能であった。二ノ門のなかに入ることでできた日本人は、遊女に限られ、奉行所役人や町年寄、唐人屋敷乙名や通事でも公用以外の出入りは厳禁であった。唐人屋敷に呼ばれた遊女は、唐館行きと呼ばれ、一夜限りが原則であったが、後には大目に見られ出帆まで居続ける遊女もいた。天后媽祖堂は唐人屋敷の東南隅に建立された。なかで病人が出ると、「牢屋並唐人屋敷出島医師」と呼ばれる医者が行診した

まとめ

長崎は貿易に特化した都市であった。すなわち、都市全体を上げて貿易産業に対応するために、分業と再分配の経済システムを作り上げ、外国産品や外国人と正面から向き合った国内唯一の都市であった。このことが、外国人である中国人にとって訪れやすい環境や雰囲気を形成していたのではないかと。国は鎖国政策をとって閉鎖的ではあったが、貿易の主体でもある幕府にとって外国船の来航や外国商品の到来、国際情勢に関する情報の伝播は歓迎すべきものであり、中国人に対して管理的ではあっても、積極的に友好的な態度で対応したのであった。長崎は、中国人商人たちにとって経済的な利益が上がる交易都市というばかりでなく、中国人遊客をも含む人たちにとって心地好い目的地であったのではなかったか。

第3章 生きられる空間：日本の旅文化と遊女文化

第3の視点はユーザーの視点である。すなわち、中国人遊客のまなざしから見て旅の目的地としての長崎は彼らにどのように映ったかの考察である。旅人、ツーリストとしてデスティネーションは、安心であること、安全であること、快適であることが求められるのは当然のことである。そこで、長崎が彼らにとってどのように安心、安全、快適な目的地であったかについて考察していく。

安心感をもたらすのは、長崎が中国人ディアスポラの居住する都市であったからではないか。安全感をもたらすのは、交易の仕事の上でも滞在中の生活の面でも日本の幕府に守られているという実感があったのではないかと。長崎滞在中の中国人は唐人屋敷に閉じ込められているとはいえ、その範囲の中では安全な生活が約束されていたのである。そして快適感を味わうのは、丸山・寄合両町遊女たちのもてなしがあったからではないか。という3点から考察していく。

1 節 安心感の源泉：中国人居住の町長崎

長崎はその都市形成の当初より海外文化の色濃い影響を受けてきた。最初はイエズス会の領地となってキリシタン文化を反映する街並みが形成され「小ローマ」と称されたが、後には交易港として中国貿易や南蛮貿易にかかわる人びとが渡来し、外国文化がさまざまなところに影響を及ぼす都市として発展したのであった。

長崎の発展のなかで、多くの中国人が居住する町になっていった。中国人ディアスポラ⁵³⁾の存在が、長崎の町を特徴づけていたし、その中国的雰囲気は中国人遊客に安心感をもたらした。長崎では「住宅唐人」と呼ばれた中国人ディアスポラについて述べていくことにしよう。

住宅唐人：中国人ディアスポラ

明代、多くの中国人たちは、東南アジアや東アジア諸地域に移動し、商業活動をおこない、その地にとどまって中国人町を形成することがあった。中国人の交易ディアスポラ⁵⁴⁾が居住する町は唐人町と呼ばれ貿易で賑わった。中世以来、日本では平清盛が建設した博多、日本海側の敦賀、平戸、鹿児島などに来住し、中国風の文化をもつ都市を形成していた。1571（元亀2）年の長崎開港以来、来崎して居住を許された中国人は、「住宅唐人」と呼ばれた。そんななか、平戸に居住した鄭芝龍は有名であり、その子孫まで長崎との交易にかかわることになった。

福建省出身で平戸に住んだ鄭芝龍は、田川七佐衛門の娘を妻とし、寛永元（1624）年福松が生まれた。後の鄭成功である。その後鄭芝龍は、台湾海峡を拠点とする私貿易集団（海賊）の首領となり威を張ったが、明国の招撫策に応じて帰順した。1644年北京が陥落すると、明朝の王族を福州府で擁立し、明国復興を目指したが、清国に内応した。その子福松は、1631年、7歳のとき単身で出国し父のもとで育った。1645年明国王族から朱姓と成功の名を賜った。鄭芝龍の離脱後、成功は金門・マカオを拠点として各地を転戦し、勢力を伸ばした。1661年には台湾の赤嵌（現在の台南）に上陸しオランダ東インド会社の要塞都市プロビンシャ城を攻略し、次いでゼーランジャ城も陥落させ、台湾を大陸反攻の拠点とした。鄭成功は台湾に新国家建設に着手するが、1662年急死。その意思を後継者が継いだ。1683（後期22）年鄭氏政権は清軍に降伏し、壊滅した。その間鄭氏の商船団は長崎に頻繁にやってくる。

貿易のために来崎した中国人は長崎市中に住むことになっていたが、彼らは当然のように中国人ディアスポラの家を宿泊場所にした。すなわち、長崎に渡来した唐人は、長

53) 陳天璽・小林和子編著、2011年、『グローバルディアスポラ1 東アジアのディアスポラ』明石書店、35-35ページ

54) Robin Cohen, 2008, *GLOBAL DIASPORAS: An Introduction 2nd*, Routledge = 駒井洋訳、2012年、『新版 グローバル・ディアスポラ』明石書店、第5章

崎居住の唐人宅に宿泊して交易活動を行っていた。この渡来唐人を宿泊させる者は、船宿と称されて、宿泊唐人の貿易の斡旋を行い、その手数料を獲得していた。この手数料は宿口銭と呼ばれていたが、宿泊唐人の売買高の何%かを得るもので、白糸の相対売買への開放によって売買高が増加して、かなりの多額にのぼり、船宿は大きな利益を得ることができた。渡来唐人による船宿の決め方は、指宿制といわれ、渡来唐人の指名によって決められていた。結局、長崎居住唐人宅が指名されたわけであり、彼らが大いに利益をあげたのであった。この事態に対して、長崎に住む日本人の不満が次第に膨らんでいった。特に、寛文3（1663）年65町のうち63町半を全焼する大火に見舞われ、この復興に長崎地下全体であらなければならない事態が出現した。ここに提案されたのが振宿制と呼ばれるもので、渡来唐人の指名制を止めて、長崎地下で、いうならば各町に唐船の世話を振り分けて長崎住民がなるべく公平に利益を得ようとする方向で改革が進められた。⁵⁵⁾

来崎する中国人たちにとって、市中に居住する中国人ディアスポラの存在は、宿泊するにも、日本商人と交易をするにも心強い安心感をもたらす存在であった。振宿制になった後は各町内に宿泊することになるが、市中に中国人ディアスポラがいることはやはり安心感の源泉であり続けたと考えられる。振宿制は唐人屋敷ができるまで行われた。

寛永12（1635）年交易の許される港が長崎に限定され、外国人の居住も長崎に限られると、九州各地の中国人が長崎に移り住むことになった。長崎で住宅を持つことを許された中国人を「住宅唐人」と呼び、日本人女性と結婚することも許可された。また、長崎奉行より「日本の姿」になることを許され、髪形を辮髪から丁髷に、衣服を中国服から日本の着物へ、さらに姓を日本風に変え投化（帰化）した⁵⁶⁾。住宅唐人の子孫たちは、一部には町乙名に任じられる家もあったが、ほとんどは唐通事に任じられた⁵⁷⁾。町乙名に任命されたのは、前園家（始祖は徐前園）、藤田家（始祖は鄭一官）である。そのほかの多くが唐通事に任命されて、日本と清国の貿易業務や交流に貢献した。

唐通事

唐通事たちの家系は住宅唐人、すなわち中国人ディアスポラの末裔であった。唐通事の家柄について、『新長崎市史』によって整理しておこう⁵⁸⁾。

唐通事の家は、70数家あったが、訳司九家と呼ばれた大通事4役職と小通事5役職、合計9役職は、名門中の名門とされた頼家（陳冲一系）、頼川家（陳九官系）、彭城家（劉一水系）、彭城家（劉焜台系）、彭城家（劉鳳岐系）、林家（林公琰系）、林家（林楚

55) 前掲『新長崎市史』、411-412ページ

56) 同上書、578ページ

57) 同上書、578ページ

58) 同上書、578-582ページ

玉系), 神代家(四郎佐衛門系)などに独占されたほか, これらの家の子弟たちは10歳前後で, 稽古通事や小通事末席などに任じられた。

中国人ディアスポラの存在とともに, 来崎中国人に安心感をもたせたのは, 中国文化や中国的な生活, 年中行事などであった。

唐寺

1571(元亀2)年の長崎開港以来, 来崎した中国人は稲佐, 水の浦, 立神といった長崎港西岸地区に居住し悟真寺を菩提寺とした。来崎した中国人は, それぞれ出身地ごとに同郷団体の集会所, 郷幫を組織していたが, これらが唐寺として整備されていった。

- ①興福寺, 1620(元和6)年, 真円によって建立され, 三江幫
- ②福濟寺, 1628(寛永5)年, 覚悔によって建立, 泉漳幫
- ③崇福寺, 1629(寛永6)年, 超然によって建立, 福州幫

これらの寺は創建当初, 媽祖を祀る道教の祠堂としての性格が強かった。江戸時代に来崎する唐船は1艘に1体媽祖を安置しており, 長崎港に停泊中は, 寺院が媽祖を預かっていた⁵⁹⁾。

崇福寺の住職として来日した隠元隆琦は福建省福州府出身で, 1654(承応3)年来崎し興福寺に入った。隠元に同行したのは, 11名の僧侶と仏師や絵師などの職人を含め30名にもものぼった。日本における黄檗宗の開祖であり, 三寺はこれに属することになった。

こうした唐寺は, 来崎中国人たちの心のよりどころとなった。媽祖を預るばかりではなく, 中国の年中行事の舞台としてもよりどころであり, 長崎滞在中の安心の源泉であったといえよう。

年中行司・祭り

中国人たちにとって, 長崎での生活においても本国にいるときと同様な行事を催し祝うことのできる環境もまた安心の都市長崎を感ずるものになったであろう。中国関係の行事は多く行われていた。『新長崎市史』には, 正月から年間を通しての行事があったことが記されている⁶⁰⁾。これによって整理してみよう。

上元祭

中国では, 正月13日を上灯, 15日を元宵, 18日には落灯と称した。15日は観音菩薩の祭日で, 唐寺では上元祭と呼んで祭礼が挙行されたが, なかでも福濟寺は盛大であった。一方唐人屋敷は, 無数の燈籠で飾られ壮麗であったし, 着飾った丸山遊女が訪れるなどおおいに賑わった。この日唐人踊りや蛇踊りが演じられた。

59) 同上書, 720ページ

60) 同上書, 620-623ページ

唐人踊り

2月2日は、土地神の誕生日とされ、唐人屋敷では、土神堂に供物を供え、祭祀を挙行したが、その前後は盛大であった。土神堂の前に舞台を設け、中国人たちが扮装して踊りを演じたが、これを長崎では唐人踊りと呼んだ。唐人踊りには、長崎奉行や諸役人、地役人たちも招待され、見物した。また、唐船の船員たちを奉行所に呼び唐人踊りを見物したこともあった。

彩舟流

彩舟流は、流れ勧請とも呼ばれ、小流しと大流しとがあったが、小流しは航海安全の祈願のため、大流しは主に航海中や長崎の地で客死した人たちの靈魂を祀るために行った。中国人たちは、奉行所の許可の下、長さ4間（約7.2m）ほどの彩船と呼ばれた唐船の模型を作り、船主以下死者全員の人形を作り、貿易品や日用品、鶏や豚などまで模型を乗せ、広馬場の矢来門から海に浮かべた。その際、興福寺や福濟寺など唐寺の僧侶の読経があった。

清明祭

3月の清明の日に、唐人屋敷に滞在中の中国人たちは唐寺や悟真寺に参詣、血縁者の墓所で香を焚き、供物を供え、衣服を描いた冥服などを焼き霊を弔った。唐通事の家で行われた。

媽祖勝会

3月23日、7月23日、9月23日の3回行われ、長崎では菩薩祭とも呼ばれた。今日の4-5日前から唐寺では準備に入り、金山・銀山などを制作、21日には媽祖壇を設け、22日には大胡麻餅、素麺などを供えた。23日は媽祖壇で焼香があり、チャルメラが吹かれ、金鼓がならされる中、読経があり、終われば卓袱料理がふるまわれた。

関帝祭

5月13日には、興福寺、福濟寺、崇福寺、聖福寺では、祭壇を設け供物を供え、読経した。

盂蘭盆勝会

7月26-28日の3日間、施餓鬼の供養を行った。

冬至

唐人屋敷では、冬至の日に酒宴を催し、唐人団子などを作って振舞った。唐人屋敷出入りの日雇いたちは、唐船の模型を制作し、これを担ぎ銅鑼などを鳴らしながら、船主以下高級船員などの部屋を訪れ、冬至の挨拶を述べご祝儀などをもらった。市中でも、唐通事の家では、関羽、張飛、劉備玄德などの絵像や像を祀り、冬至団子や唐人団子を、長崎奉行や町年寄や主だった地役人に贈呈するとともに、親類縁者を招いて祝宴を開いた。

こうした行事は唐人屋敷に滞在する中国人ばかりでなく、長崎在住の中国人ディアスポラ、さらに長崎の住人たちも共に楽しむ行事であり、長崎の中国的な雰囲気が増す日であった。

このほか、中国文化を色濃く映している日本文化がある長崎は、心地よく安心感を得られる要素になったのではなだろうか。

2節 安全感：幕府による中国人管理と保護

長崎は、奉行以下武士も町人もこぞって貿易産業を中心に生活を立てており、その対象である中国人や遊客に対して管理的とはいえ、保護的なシステムで安全性を提供していた。

鎖国政策が始まる以前、来崎中国人たちは長崎滞在中、市中の家に宿泊していた。特に、中国人ディアスポラの家に逗留することが多かった。後に、振宿制になると順番に振り当てられた町内に滞在することになったが、元禄期に唐人屋敷が設けられると中国人は皆そこで帰国までの日を過ごすことになった。狭い範囲に囲まれた、自由のない滞在生活ではあったが、一方でそれは安心して過ごすことのできる空間でもあった。

1. 唐人屋敷⁶¹⁾

幕府は増大する中国船を抑制し、密輸をなくし、キリシタンの影響をなくすために、外国人と日本人を隔離することを選び、中国人来崎者を収容する「唐人屋敷」の建設を決めた。元禄元（1688）年のことである。翌2年正月から、長崎に入港する一番船、二番船の中国人が入居した。

許可者以外の中国人の外出はもとより、傾城（丸山・寄合両町の遊女）以外の出入りは固く禁じられた。また、特定の役人以外は二ノ門内への出入りは制限された。輸入貨物は日本側で預り、中国人たちは厳重なチェックを受けて、日用品等のみを携えて入館し、帰港の日までここで暮らした。

初期の唐人屋敷は二ノ門より内部に、中国人の住宅、土神堂のほか、風呂屋、辻番所などがあった。住宅は2階建ての長屋で、長屋19棟、部屋数50部屋、1部屋あたりは3間×9間、ないしは3間×10間で、階上は船頭らの商人が使用し、本部屋と呼んだ。家賃は唐船ごとに支払われ、取引銀額100貫目に付き2貫119匁であった。風呂屋は3間×7間の規模で、下段のさらに下の段に設置されていた。土神堂は元禄4年唐船船頭らの願いにより祠が設置されたのが始まりであった。大門と二ノ門との間は地役人の駐在地であった。

61) 同上書、535-541ページ

唐人屋敷に関する諸政務は長崎奉行所の所管するところであるが、その管理は町年寄りに任されていた。唐人屋敷の一切の事務は、唐人屋敷乙名に、警備・取締りに関しては唐人番に、通事の一切は唐通事の職掌となっていた⁶²⁾。

唐人屋敷乙名は町乙名から任命され、時期により3人もしくは4人がこれに当たった。受用銀額は町乙名の倍額以上の銀9貫520目が与えられた。乙名の補佐役に世襲の組頭4人置かれた。彼らは、唐人屋敷内の管理・監督を主として、中国人の訴願の上申や取引の立会い、唐人屋敷内建物の管理なども行った。昼夜交代で屋敷内につめていた。中国人の出入りは厳しく制限されていて、乙名・組頭の焼印が押された門鑑が使われた。中国人の訴えを上申するかどうかは、唐人屋敷乙名と唐通事が内容を検討して決定した。訴えに対する奉行所からの回答を伝えるのも彼らの仕事で、唐通事と協力して理解させるのも努めであった。中国人の良き相談相手となり、助言することなども唐人屋敷乙名の役割りであった。

唐人番は、番方の世襲の地役人で、唐人屋敷の警備部門を受け持っていた。20人で、7人ずつ昼夜大門、二ノ門の勤番を行った。門鑑の検査をはじめ、に外出する際に警護に当たることも任務のうちであった⁶³⁾。

このほか、唐人屋敷大門筆者、大門小使、探番などが配置されていた。探番は、中国人はもとより、出入りする日本人商人に至るまでを対象として、身体検査を行った⁶⁴⁾。

2. 唐通事

唐通事は、単に通訳というだけでなく、中国商人との貿易についてのほか、長崎滞在中の生活や日本側への申し出、要求に関することまで事細かに対応する役職であった。唐通事の職務は通訳・貿易業務だけではなく、唐人たちの監督まで多岐に渡るもので、通詞というよりは通事という職名が相応しいものであった⁶⁵⁾。言葉も通じ、日本の商習慣や取引のルールを知っていて、さまざまアドバイスをくれる唐通事存在は、来崎中国人にとって頼りになる安心、安全の源泉となっていたにちがいない。唐人屋敷と同様、通事もまた管理者ではあるが、他方では安心して日本滞在生活をするのできる保証であった。

3節 快適性：日本の旅文化および遊女文化

中国人遊客にとって長崎が快適な目的地であった理由としては、受け入れ側である日本の旅文化や遊女文化がかかわっていると考えられる。江戸時代前期にはすでに日本の

62) 同上書, 548-552ページ

63) 同上書, 550-551ページ

64) 同上書, 551-552ページ

65) 赤瀬浩, 前掲書, 129ページ

旅文化や旅の技術がかなり確立していたのであり、こうした延長線上に長崎の外国人をもてなす文化が確立していたと考えられるからである。逆に、日本に豊かな旅を楽しむ人びとや旅文化が存在しなかったならば、外国人を楽しませ、快適にさせることは困難であったにちがいない。本節では、江戸時代の旅の技術の確立と旅文化について概観し、次に長崎における丸山、寄合両町の遊女たちの文化についてみていくことにする。その上で若干の考察を述べることにしたい。

1. 日本の旅文化

日本の旅文化は江戸時代に始まったものではなく、さらに古くからの伝統がある。樋口清之はその著『旅と日本人』⁶⁶⁾で古代や中世に遡って日本人の旅や道について考察するとともに、江戸時代に確立していく旅の文化について述べている。ここでは樋口に沿って、旅について概観する。

近世日本に成立する旅は、山岳信仰にかかわる信仰の旅から発展してきたといわれる。山岳信仰についてみておこう。もともとは原始宗教だったところへ修験道が重なり、やがて仏教が入り神仏習合思想となる。先にあった宗教を否定せずに重複しているので、民衆の心のなかに支障なく入り、多くの人を集める。こうして人びとが霊山へ参詣し、信仰の道が形成される。足利時代になると各霊山が競って教団を大きくしようとする。各教団は特定の檀家を確保する必要性から、「御師」という宣教師を全国に派遣する。御師は、全国の町や村をまわって自分の教団の特色や利益を説き、信者を勧誘した。農村に信仰集団「講」を作り、各地に宣教所を設け、地方から本社である霊山への定期参拝を勧めた。その結果、各地の霊山といわれる山々に村々の人たちが参詣の旅をするようになり、信仰の旅が生まれていった。霊山に登った信者たちは、下山すると精進落とし、すなわち潔斎が終わった後の宴遊をして、帰っていった。入山中は女性を禁忌したので、宴遊は解放の場として商売女が宴席に出た。また、男は成人を迎えると霊山に入り、身を浄めて新しい社会生活に入るが、その後の精進落としでは女から性の手ほどきを受けることから、成人式の意味をもつこともあった。信仰の旅は社会性を持った旅でもあったが、精進落としだけを目的とする享樂の旅となることもあった。伊勢参詣の旅も、信仰の旅であったが、参詣は簡単にして門前の古市で遊んで帰る、もしくは参詣はほどほどにしてさまざまところを見て歩くというのを本音とする者も現れた。霊山の麓の里や有名な社寺の門前は門前町として栄え、多くの坊ができ、全国から信徒や旅を楽しむ者が集まった。

江戸時代一般人が観光や遊びなどの目的で旅することは困難であった。勉強、修行、治療、採薬などでも困難で、通行手形が発行されにくかったが、伊勢参りだけは別で

66) 樋口清之、1980年、『日本人の歴史7 旅と日本人』講談社、第2章

あった。伊勢神宮参詣という大義名分は、通行手形を受けるもっとも容易な口実であった。形だけ、伊勢神宮に立ち寄り、後は京・大阪まで足を伸ばして見物した。また、四国八十八箇所や坂東三十三箇所などの観音霊場をめぐる巡礼の旅も盛んに行われた⁶⁷⁾。日本の旅の原点は信仰の旅であったと、樋口は言うのである。信仰の旅を原点として、物見遊山、門前町や宿場町における宿泊や宴遊、廓遊び、見世物や芝居などの見物といった遊興的、歡樂的な旅文化が日本には発生し、発展していた。こうした、日本の旅の観念は来崎中国人たち、特に遊客にも心地よく映ったのではないか。

2. 遊女と傾城屋

日本の物見遊山、歡樂的な旅の文化とともに、中国人遊客の心をとらえたものに、傾城屋および遊女の存在があったことは明らかである。日本の傾城屋および遊女について若干の述べておくことにしよう。

日本における売春の歴史を見ると、古代から近世にかけての時代に売春のない時代から売買春が成立した時代、売買春が大衆化した時代の三段階が考えられる⁶⁸⁾。第一段階から第二の段階への移行は、「対偶婚」から「単婚」へという婚姻制度の変化の時期であり、売春は遊女という芸能者に付随して現れたのであった。対偶婚から単婚への変化は、10～12世紀にかけて支配層から庶民にまで徐々に進行した。対偶婚とは区別される排他的・持続的・制度的な一夫一婦の婚姻である単婚制のもとでは、妻の性が夫以外の男性に閉ざされ、やがて夫以外の男性との性関係は「蜜懐」として「夫による姦婦殺害」は当然のこととみなす観念が社会に支持されていった。このような婚姻制の変化にともなう蜜会（姦通）観念の成立と浸透の時期に売春が成立した。なぜなら、このような段階で初めて性が代価を支払っても手に入れる価値をもつものになったからである。対偶婚制時代にはなかった売春が、単婚制になって発生したのであり、この時期の売春は芸能者によって行われた。すなわち、「遊女」「傀儡女」「白拍子」であり、「恒常的に性を売る」以外の芸能を身につけた女たちであった。遊女は質の高い芸能を身につけ、その芸を母－娘－孫娘へと女系で継承し、芸能奉仕の結果得る米・絹など報酬を遊女集団で受け取り、比較的自立した生活を営んでいた。遊女の芸能や性に代価を支払うことのできたのは限られた支配的な層の人々であった。

第三段階は、17世紀からであり、女性の身体が商品として純化され、売春が形態の上では多様化し、性の売り手・買い手ともに都市下層民まで拡大した時代であった。売買春の成立段階とは区別される「大衆化」の段階といえる。これを支えたのは、近世における貨幣経済の発展と都市の発展、都市・農村双方における階層分化の進展であった。

67) 同上書、93～108ページ

68) 曾根ひろみ、2003年、『娼婦と近世社会』、吉川弘文館、第一章

また、婚姻制度でも「家父長の財産の純父系的な相続」を目的とした「嫁取婚」が武士と上層庶民を中心に典型的に行われた時代である。「蜜会（懐）」は「姦通」と呼称を変え、公的権力が制裁を科す重大な罪とされた。

17世紀半ば江戸の吉原や大阪の新町、京都の島原といった主要な遊廓が成立し、そのなかに多くの遊女が閉じ込められていた。ここでは、遊女は芸を身につけた芸能者ではなく、次第に「はいため＝売春する女」と同義になっていった。近世後期の遊廓の大衆化のなかで、遊芸とは無縁なもっぱら体を売る「遊女」の増加と、遊女が「芸能者」としての地位を次第に「芸者」に奪われるという事情があった。

幕府が大都市に遊廓を許可するが、それは散在していた傾城屋、遊女屋を集住・隔離することで風儀・治安上の管理を行う目的であった。何故遊廓を町から隔離し、「廓」という特殊な構造としたのか。その理由の第1は、近世初頭の形成町や遊女屋が、成立間もない幕府にとって政治的にも懸念すべき対象であったからである。第2に、近世初頭の遊女が芸能者であったからである。遊女の歌舞伎踊りは京都のみならず他の都市でも行われ、町人はじめ武士、貴族までも熱狂に巻き込んで遊女をめぐる喧嘩や争いも絶えなかった。幕府は、寛永6（1629）年女歌舞伎・女舞・「男女うち交じり」の芝居や踊り禁じ、芝居舞台に「女人一切いだすまじき」ことを命じた。翌寛永7年傾城町を「町はつれへ出し可申」ことが検討され、10年の準備期間を経て洛北の朱雀野へ移転となった⁶⁹⁾。

幕府が許可し、大都市ばかりでなく各地、各宿場に傾城町や廓ができ、売買春が大衆化し、庶民も旅人も容易に買春できる売春社会が、近世の日本には出現していたのである。長崎における丸山・寄合両町の傾城屋もまたその文脈のなかにあった。

3. 長崎丸山町・寄合町

「丸山町・寄合町両遊女町は、総称して「丸山」と呼び、さらに略して「山」ということもあった⁷⁰⁾。」当初遊女屋は、古町や今博多町、桶屋町などの各所に散在していたが、寛永のころに丸山町と寄合町に集められた。散娼制から集娼制に変わったのである。丸山は、囲という言葉が用いられたが、これは、両町が背後に「あかずの門」を有し、入り口に二重門を有するほかは、総じて周囲が塀をもって囲まれていたからであった。また、一方は小島の丘、他の一方は稲荷嶽の丘に囲まれて、一つの窪みになっていた。野地を開いたからであった。がけが境界になっていたところ以外は土塀で囲まれていた⁷¹⁾。

69) 同上書、188-190ページ

70) 古河十二郎、前掲書、103ページ

71) 同上書、102-105ページ

丸山は、京の島原や江戸の吉原と合わせ称せられていたが、遠く海外にまで知られていたのはただ丸山だけであった⁷²⁾。丸山の全盛期は元禄時代で、元禄5(1692)年1443人の遊女がいたがその後漸次減少の傾向にあった。花街の盛衰は、海外貿易の隆夷と平行していた⁷³⁾。

曾根ひろみによれば、本来芸能者であった遊女は、17世紀に売春が大衆化するなかで、芸能者から売春專業者になっていくとされていたが、丸山ではどのようなようであったかについて古賀の研究に沿ってみておこう。古賀も「遊女は根本白拍子であるから遊芸に意を留めるべきものであった。歌舞音曲に堪能でなければ、やるべきものではなかった⁷⁴⁾」、という。

遊女はもとより読み書き一通りを心得おくべきものであったが、それよりも歌舞音曲の方がはるかに大切であった。遊女は能の謡をよくし、小舞乱舞を修むるほか、琴、三味線、胡弓などに長け、小唄はもとより浄瑠璃などにも意を注ぎ、遊芸に秀でるように心がけるべきものであった⁷⁵⁾。

しかし延宝の頃(1670年代)丸山では、能の謡などが廃れ、小唄や三味線が第一に心得おくべきものとなり、元禄・宝永の頃(1690年代・1700年代)は三味線の全盛期となり、能の謡や舞は廃れていった⁷⁶⁾。

さらに、安永の末天明の初め頃(1770年代80年代)、大阪の芸子が長崎に下り、地下芸子も勃興するに至り、遊女は色を売り、芸子は芸を売るものと認められ、その結果遊女たちは自然と歌舞音曲より遠ざかるようになった⁷⁷⁾。

しかし、遊女たちは中国人やオランダ人と接する場合には歌舞音曲をもって接待したのであった。丸山遊女は唐人屋敷やオランダ屋敷において、自ら楽しむため外国人を楽しませるために日本の楽器、特に三味線を用いた。石崎融思の図絵には、唐人が琴を弾き遊女が三味線を弾く図がある。また、文化文政の頃の唐船主江芸閣は笛を善くしたので、月夜などには笛を吹き遊女の弾く琴に合わせたという。唐人の中には浄瑠璃に興味を持って、丸山遊女に附いて習い、遊女の引く三味線に合わせて浄瑠璃を語ったという⁷⁸⁾。

72) 同上書, 115ページ

73) 同上書, 118ページ

74) 同上書, 298-299ページ

75) 同上書, 299ページ

76) 同上書, 299・303ページ

77) 同上書, 300ページ

78) 同上書, 307ページ

また、丸山遊女のなかでは、清楽（清の音楽）が盛んに行われた。遊女は概ね、月琴や胡弓をよくし、唱歌も中国語で歌った。中国語の唱歌に合わせて、月琴や胡弓、笛で合奏することもあった。丸山は清楽の本場で、唱歌や清の楽器に長けた遊女も多く、清の舞踊を学ぶものもいた。⁷⁹⁾

遊女たちは芸能者として唐人と接したのであって、白拍子の伝統のもとにあったということができよう。来崎した裕福な中国人遊客たちは、文化レベルも高く、歌舞音曲ばかりでなく、絵画や詩などにも通じた教養を見せる遊女たちに心地良さを感じたのではなかったか。

ここでは日本の旅文化および売春文化が長崎の町および丸山の中国人遊客たちへの接待文化に結晶して、心地良さを提供したことを示す資料を整理してきた。中国人遊客にとって長崎の快適さはこうした文化との接触で感じ取っていたと考えられる。現に、唐人屋敷に滞在し、丸山遊女とその時間をすごした多くの中国人たちが、子をなし、何度も繰り返し来崎した逸話が数多く残っている。来舶の唐人たちは、丸山遊女を愛していた。あるいは寧ろ耽溺したといたい。特に、若き唐人たちは、一度遊女を知れば恋慕の情いよいよ募り、商売にことよせ、万里の波濤を越えて遙々長崎へ渡り来るのであった⁸⁰⁾。

3章では、ユーザーにとっての空間という視点から江戸時代の長崎について検討してきた。江戸時代の長崎という都市空間は、ユーザーである中国人商人あるいは中国人遊客にとって、安心・安全・快適な空間であったということが確認された。こうした空間であったからこそ、中国人たちは、長崎への旅を楽しんだのであった。

おわりに

ソジャの空間の弁証法の枠組みを参考にしつつ、江戸時代の長崎の中国人遊客への対応の視点から空間的な記述をおこなってきた。

対外開放された貿易都市長崎は、外国人を受け入れることを仕事としていて、それに慣れているので、中国人遊客にとっては管理が厳しく不自由なことが多くても基本的には安心で安全な旅のデスティネーションであったに違いない。中国人遊客の長崎への旅と滞在は、中国人ディアスポラや中国文化、さらに日本文化に融合した中国起源の文物に囲まれた心地良いものであったと考えられる。また、日本の歴史のなかで独自の論理

79) 同上書、308-310ページ

80) 同上書、635ページ

にもとづいて形成されてきた旅文化や遊女文化が、外来者である中国人遊客にさらに心地良い体験を提供した。こうした記述の中から、江戸時代の来崎中国人遊客の長崎での体験は歡樂的なものであったということが改めて確認される。その原因は、中国人たちを送り出した中国側の事情と、日本における旅文化・遊女文化のあり方が相呼応して発生した旅であったからであると考えられる。

私の本来に研究課題であるモダンツーリズムとの関係についても述べなければならない。プレモダンの日本への中国人遊客の旅は歡樂的なものであった。これは、19世紀中頃より始まる日本や中国をそのなかに編入していくヨーロッパ世界經濟のなかで欧米人が持ち込んできた療養的、避暑的なツーリズムとは一線を画する特徴を持っていたといえる。この比較については、稿を改めて整理することにしよう。